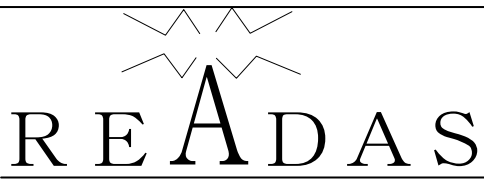


第 5626 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月11日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

不良マンション補償金の取扱い

Q：マンションの耐震補強工事をするため一時的に退去してほしいといわれ、①仮住まい先への転居に必要な移転費用相当額、②転居後の家賃相当額及び③仮住まい先からマンションへの転居に必要な移転費用相当額の補償金をもらいました。この補償金の取扱いは、どのようになりますか？

A：非課税となります。

【解説】

国税庁の質疑応答事例に同様の照会があり、次のような回答がなされています。

所得税法では、心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金及び不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金については非課税とされていますとしたうえで、照会の補償金については、いずれも施工不良に基因して追加的に生ずる費用の実費を補填する損害賠償金として支払われるものであることから、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金に該当するとして、非課税になる、としています。

ただし、名目はどうであっても、その実質がクレームによるものであったり、将来予想される損失の補償というものであれば、一時所得などとして課税されることになるでしょう。

